

一般社団法人再生医療イノベーションフォーラム

会則

(目的)

第1条 本規則は、一般社団法人 再生医療イノベーションフォーラム（以下「当法人」という。）の入会手続、会員の納付すべき入会金及び会費、並びに会員の懲戒等に関して必要な事項を定める。

(入会)

第2条 当法人に入会しようとする者は、既入会正会員からの紹介又は推薦を受け、理事会が定める入会申込書により申し込まなければならない。

2. 当法人は理事会の決議により、当法人の会長若しくは副会長を務めた個人、又は当法人に特別の貢献があった個人を名誉会員として指名することができる。名誉会員はその入会金及び会費を免除するものとする。
3. 法人又は団体たる会員にあっては、法人又は団体の担当者として当法人に対してその権利を行使する1人の者を定め、当法人に届け出なければならない。
4. 当法人への入会は、申込書に基づいて、当法人運営委員会の承認を受けて認められるものとする。

(入会金)

第3条 当法人に入会しようとする者は、入会に際して会員の種別及び企業規模等に応じ、別表1に記載する入会金を納付する。

(会員の活動範囲)

第4条 正会員、特別会員、賛助会員の活動範囲は別表2に記載の範囲とする。

(会員種別の変更)

第5条 以下に定める場合、以下に定める当法人による承認又は確認を得た上で、会員種別が変更されるものとする。

(1) 賛助会員から正会員への会員種別変更を希望する場合

会員種別の変更を希望する会員は、事務局に対し希望の申し出を行い、運営委員会の承認を得るものとする。

正会員と賛助会員の入会金の差額、及び種別変更後の年会費（既に種別変更前の年会費を納付済みの場合は、変更によって生じる差額）を納付するものとし、その納付時に会員種別の変更が有効になるものとする。

(2) 正会員から賛助会員への会員種別変更を希望する場合

会員種別の変更を希望する会員は、事務局に対し希望の申し出を行い、運営委員会の承認を得るものとする。

入会金の差額は返還しない。また種別変更前の年会費規定額を支払い済みの場合も賛助会員への変更で生じる差額は返還しない。

(3) 一般企業からベンチャー企業等への区分変更を希望する場合

当法人の事業年度開始前に到来する直近の決算日においてベンチャー企業等の区

分に該当することになり、当該事業年度以降、一般企業からベンチャー企業等へ区分変更を希望する会員は、当該決算日時点においてベンチャー企業等の区分に該当することを確認できる資料を添えて、当法人の当該年度の5月31日までに事務局に対し希望の申し出を行い、事務局の承認を得た時点で区分変更が行われるものとする。

事務局の承認を得て区分変更が行われた会員は、当該年度について変更後の区分に従って年会費を納付するものとし、事務局は本変更申し出を受けた場合はその確定まで当該会員による年会費の納付を猶予することができる。

(4) ベンチャー企業等から一般企業への区分変更がある場合

ベンチャー企業等に区分される会員は、当法人の事業年度開始日前に到来する直近の決算日時点において区分に該当することを確認できる資料を、当法人の当該年度の5月31日までに事務局に提出し、事務局の確認を得るものとする。但し、特別な理由がある場合には、事務局の了解を得て、最長で1ヶ月間資料の提出期限を延長できるものとする。

事務局の確認の結果、当該会員が別表1及び別表3に定めるベンチャー企業等区分から外れた場合は、当法人の当該年度以降、一般企業の区分に変更されるものとし、一般企業の区分に従って年会費を納付するものとする。

(会費)

第6条 会員は、会員の種別及び企業規模等に応じ、別表1に記載する年会費を納付する。

(年会費の納付)

第7条 年会費は、当法人の請求に基づき、負担する年会費を一括納付するものとする。但し、年度途中の入会であって、年度末まで3ヶ月を切って入会の場合には、年会費の半分を一括納付するものとする。

(臨時会費)

第8条 当法人の運営に必要あるときには、社員総会の議決を得て、臨時会費を徴収することができる。

(会費等の返還)

第9条 当法人は、定款の規定に基づく会員の除名及び会員の退会に際して、既に納付された入会金及び会費を返還しないものとする。

(懲戒)

第10条 会員は、次の各号の一に該当する場合、その情状に応じ、理事会決議により厳重注意処分を受けることがある。

- (1) 当法人の定款又は規則に違反したとき
- (2) 当法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行動をしたとき

- (3) 再生医療（遺伝子治療を含む。）に関し、法令違反により行政処分を受けたとき
 - (4) 再生医療（遺伝子治療を含む。）に対する社会の信頼を失墜させ、又はその産業化に重大な悪影響を及ぼしたとき
 - (5) その他嚴重注意すべき正当な理由があるとき
2. 会員が前各号の一に該当する場合、会員は、前項に基づく嚴重注意処分に加え、定款の定めに基づき社員総会決議により除名されることがある。

（特別審査会への諮問）

- 第11条 会員が前条各号の一に該当する可能性があることが判明した場合、会長は、特別審査会に事実関係の調査及び懲戒の要否等の検討を諮問し、理事会に対し、事実関係の調査結果及び懲戒の要否等を答申させる。
2. 特別審査会のメンバーは、運営委員長、コンプライアンス委員長、再生医療等製品委員長、サポーターインダストリー委員長、広報委員長、事務局長、及び会長が指名する者（外部の有識者を含むが、指名は任意とする。）とする。但し、上記各メンバー又はその所属企業が事案に利害関係を有する場合は、当該メンバーは、当該事案の委員として、特別審査会に関与することはできない。
 3. 特別審査会の議長は、運営委員長がこれに当たる。

（特別審査会による審査）

- 第12条 特別審査会は、事実関係を調査し、審査対象の会員に対する嚴重注意処分の要否、及び嚴重注意処分に加え除名が相当との意見を付するか否かを検討の上、その結果を理事会に答申する。
2. 特別審査会は、必要に応じて関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。また特別審査会は、必要に応じて運営委員会に対し、その意見を聴くことができる。
 3. 特別審査会は、第1項の審査においては、審査対象の会員に対し、書面又は口頭により弁明の機会を与えなければならない。

（理事会による決定）

- 第13条 理事会は、前条第1項に基づく特別審査会からの答申を踏まえ、会員に対する嚴重注意処分の要否を決定し、また嚴重注意処分に加え除名が相当であるか否かを決定する。理事会は、かかる決定において、特別審査会による答申の内容を十分に斟酌しなければならない。
2. 前項に基づき理事会が会員に対する嚴重注意処分を決定した場合、当法人はその旨を当該会員に告知し、対外的に公表する。
 3. 第1項に基づき理事会が会員に対し除名相当との決定をした場合、理事会は、速やかに当該会員の除名に関する議案を付議するべく、社員総会を開催する手続を行う。

（懲戒を受けた会員の義務等）

- 第14条 前条第2項の定めに基づき嚴重注意処分を受けた会員は、是正計画書、是正実施報告書、及び是正完了報告書の提出、並びにその他の理事会の求める改善措置を講じるものとする。

2. 特別審査会は、前項の定めに基づき嚴重注意処分を受けた会員が行った改善措置を評価し、その結果を理事会に報告するものとする。
3. 前条第3項の定めに従い除名された会員が、当法人に対する再入会を希望する場合、第2条第4項の運営委員会の承認に代わり、理事会の承認を要するものとする。

(改廃)

第15条 本規則の改廃は、理事会の決議による。

附則

本規則の主管は、事務局とする。

2011年7月26日 制定

2012年12月20日 改正

2014年3月17日 改正

2015年3月25日 改正

2020年7月16日 改正

2020年12月7日 改正

2022年3月2日 改正

別表 1

会員の種別	定 義	年会費	入会金
正会員	一般企業	80 万円	20 万円
	ベンチャー企業等 (ベンチャー企業等の該否判定は、別表 3 のフローに記載)	20 万円	5 万円
特別会員	その他法人、団体	10 万円	2.5 万円
賛助会員	一般企業	40 万円	10 万円
	ベンチャー企業等 (ベンチャー企業等の該否判定は、別表 3 のフローに記載)	10 万円	2.5 万円
	非営利法人、団体	4 万円	1 万円
	個人 (個人とは、個人企業の代表者、医師、 学術研究機関 (アカデミア) の 研究者、企業に所属しない個人、のい ずれかを指します)	2 万円	0.5 万円
名誉会員	理事会が指名した個人	免除	免除

*理事が所属する会社は上記の年会費以上の金額とする。

別表 2

会員の種別	社員総会 決議	理事・監事 選任	委員会参加*	有料フォーラム 無料参加	ホーム ページ記載
正会員	○	○	○	○ (但し人数制限)	○
特別会員			○	○ (但し人数制限)	○
賛助会員				○ (但し人数制限)	○
名誉会員				○ (但し人数制限)	○

*本法人は、正会員及び特別会員の委員会活動への積極的な参加・貢献を求めています。但し、委員長に、委員会運営上の必要に応じ、一定の制約を設けることを認めています。

ベンチャー企業の該否判断(フロー図)

